

条例に規定する項目、具体的施策（他市の事例から）

H18.3.13 市民生活課

区分	他市の条例	基本指針の関連項目
総則的な項目	前文 目的 定義 基本理念 基本原則 市民の役割・義務・責務 市民活動団体役割・義務・責務 事業者の役割・義務・責務 市の役割・義務・責務	: 指針の背景 : 静岡市がめざす都市 : 協働の必要性 -1 : 施策の基本的な考え方 : 実現のために私たちに求められること " " " " " / -2 : 市職員の意識改革
組織的な項目	市政への参加 推進計画等の策定 参入機会の確保（事業提案制度を含む） 団体登録制度 審議会・委員会等の設置 推進体制	すべて第五章 -3 : ルールづくり（協働マニュアル） -3 : ルールづくり（提案制度、モデル事業） -3 : 推進体制（推進委員会、） -3 : 推進体制（庁内連絡会、協働総合窓口）
施策的な項目	調査研究 情報収集・提供・広報 交流・連携 人材育成 基金 財政的支援・税制 活動拠点	-3 : 情報収集提供（協働調査） -2 : 市民の意識改革 -3 : 情報収集提供（団体一覧表、協働事例集） -4 : 情報共有・公開の促進（連携組織、データベース） -3 : ルールづくり（MLづくり） -4 : 人材育成、リダ-養成（センタ-、ミニオフィス） -4 : 資金確保とリスク管理支援（基金、補助金） -4 : 資金確保とリスク管理支援（保険・信用保証・税制） -4 : 活動の場の提供

活動拠点：本市は設置条例で対応